

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第10号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（昭和52年新潟県規則第50号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後			改 正 前		
<b>別表第1</b> （第2条関係） ごみ処理施設			<b>別表第1</b> （第2条関係） ごみ処理施設		
検 査 項 目		検査回数	検 査 項 目		検査回数
(略)			(略)		
放流水	(略)	(略)	放流水	(略)	(略)
	<u>大腸菌数</u>			<u>大腸菌群数</u>	
(略)			(略)		
<b>別表第2</b> （第2条関係） <u>し尿処理施設</u>			<b>別表第2</b> （第2条関係）		
区 分	検 査 項 目	検査回数	区 分	検 査 項 目	検査回数
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	<u>大腸菌数</u>			<u>大腸菌群数</u>	
<b>別表第3</b> （第2条関係） 最終処分場			<b>別表第3</b> （第2条関係） 最終処分場		
検 査 項 目		検査回数	検 査 項 目		検査回数
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	<u>大腸菌数</u>			<u>大腸菌群数</u>	
(略)			(略)		
<b>別表第4</b> （第28条関係） (略)			<b>別表第4</b> （第11条関係） (略)		

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。